

令和6年度 田原本町職員採用試験案内

【定例試験(令和7年4月採用)】

※注意※ この【定例試験】とは別に【**通年試験(新卒は応募不可。直近5年で3年以上の社会人経験者のみを対象)**】も実施します。【**通年試験**】については、別途案内をご確認ください。受験申込みができるのは、今年度中に実施する【定例試験】または【通年試験】のいずれか1回、1種類の職種のみです。
複数回または複数職種にエントリーした場合は、全て無効になりますのでご注意ください。

令和6年5月31日
田原本町職員任用試験委員会

～田原本町で一緒に働きませんか?～

私たち田原本町職員は、いままでの働き方を改め、ワーク・ライフ・バランスの強化に取り組んでいます。今後もより働きやすい職場環境で、多様な経験を町政の幅広い分野で活かしていただけるよう、できるだけ多くの方に田原本町職員採用試験を受験していただく機会を確保することを目的に、令和6年度からは、【定例試験】(従来の4月採用試験に近い形式)に加え、【通年試験】(社会人経験者を対象に令和6年度中に採用)を実施します。

公務員として、住みよい田原本町を目指し、責任感をもってご自身の能力を最大限に発揮したいと思う方、何事も「じぶんごと」として当事者意識を持ち地方行政に携わってみたい! と意欲をお持ちの方のご応募をお待ちしております。

■受付期間・申込方法

受付期間：令和6年5月31日(金)午前9時から令和6年6月21日(金)午後3時まで

申込方法：インターネット申込

(町ホームページ内、採用試験申込手順メニューの「電子申請はこちら」からエントリーをしてください)

※持参・郵送による受付は行いません。

問い合わせ先：田原本町職員任用試験委員会事務局(下記のとおり)

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890 番地の1

田原本町役場人事課内

電話：0744-34-2056(直通)

問い合わせ対応時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)



令和6年度 田原本町職員採用試験【定例試験】を次のとおり実施します。

1. 試験職種・採用予定人員等

試験職種(区分)	採用予定人員	職務内容
行政職(上級)	5名程度	町長部局(本庁・出先機関)、教育委員会事務局などに勤務し、一般行政事務に従事します。
保健師	1名程度	町長部局(本庁・出先機関)、教育委員会事務局などに勤務し、保健師としての専門的業務に従事します。なお、保健師としての専門的業務に関する行政事務も含まれます。
発達相談員	1名程度	町長部局(本庁・出先機関)、教育委員会事務局などに勤務し、発達相談員としての専門的業務に従事します。なお、発達相談員としての専門的業務に関する行政事務も含まれます。
幼稚園教諭	1名程度	幼稚園に勤務し、幼稚園教諭の業務に従事します。

(注意事項)

- ① 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。
- ② 受験者の試験の成績が一定以下の場合は、採用予定人員を減員することがあります。

2. 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たす人であること。

(1)年齢及び資格等

行政職(上級)	平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
保健師	昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、保健師の免許を取得している人または令和7年3月末までに当該免許取得見込みの人。 なお、免許取得見込みで受験した人が、令和7年3月末までに免許を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。
発達相談員	平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、次の各号のいずれにも該当する人。 (1)大学若しくは大学院で発達心理学及び障がい児教育の学科の単位を取得した人 (2)公認心理師・臨床心理士・臨床発達心理士のいずれかの資格を有する人 (3)発達・知能検査(新版K式、田中ビネー、WPPSI等)を用いて発達相談等に従事した経験がある人

幼稚園教諭	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、幼稚園教諭の免許を取得している人または令和7年3月末までに当該免許取得見込みの人。 なお、免許取得見込みで受験した人が、令和7年3月末までに免許を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。
-------	---

- (2) 日本語活字印刷文による試験に対応ができる人
(3) 日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人
(4) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・田原本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験日時・試験会場

(1) 全職種共通

試 験	試 験 日 時	試 験 会 場
第1次 試 験	令和6年6月28日(金)～令和6年7月16日(火)	全国のテストセンター会場 (受検案内メールで詳細を案内)

※障がい等によりテストセンター会場での受験が困難な人は、令和6年6月12日(水)までに必ず田原本町職員任用試験委員会事務局に別途電話でお問い合わせください(問い合わせ対応時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日を除く))。

(参考)テストセンター会場での受験にあたっては、以下の項目等を満たす必要があります。

- ①テストセンターに来場できること。
- ②試験実施中は介護人等のサポートなしでテストを受験できること。
- ③試験に用いるモニター画面の内容を読むことができること。
- ④マウスやキーボードを用いた操作や入力ができること。
- ⑤トラブルが発生した場合の意思表示が可能であること。

(2) 行政職(上級)、保健師、発達相談員

第2次 試 験	令和6年8月4日(日) 第1次試験合格者を対象に実施します。 (詳細は第1次試験合格者に通知します。)	田原本町役場 (田原本町890番地の1)
第3次 試 験	令和6年9月8日(日) 第2次試験合格者を対象に実施します。 (詳細は第2次試験合格者に通知します。)	

(3)幼稚園教諭

第2次試験	令和6年8月18日(日) 第1次試験合格者を対象に実施します。 (詳細は第1次試験合格者に通知します。)	認定こども園田原本幼稚園 (田原本町381番地の2)
第3次試験	令和6年9月29日(日) 第2次試験合格者を対象に実施します。 (詳細は第2次試験合格者に通知します。)	田原本町役場 (田原本町890番地の1)

4. 試験の方法及び内容

	試験職種	種目	内容
第1次試験	行政職(上級)	総合能力試験	【SPI3】(大卒採用向け)により行います。
	保健師		
	発達相談員		
	幼稚園教諭		
第2次試験	行政職(上級)	グループワーク	田原本町を含む基礎自治体が抱える課題について、グループで議論し、提案・発表を行います。課題については試験当日に指示します。
		資料作成	与えられた情報等を基に、筆記等により資料を作成する実技試験を行います。情報等については試験当日に指示します。
	保健師	専門試験	保健師に必要な専門知識、見識、構成力、表現力などについて論述式による試験を行います。【出題分野】公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等
	発達相談員	グループワーク	主に発達相談業務に関する課題について、グループで議論し、提案・発表を行います。課題については試験当日に指示します。

	幼稚園教諭	実技試験	ピアノ、読み聞かせの実技試験を行います。課題については、第1次試験合格者に通知します。
		面接	集団面接を行います。
第3次試験	行政職(上級)	論文試験	課題を与え大学卒業程度の知識、構成力、表現力などについて筆記による試験を行います。
		面接	個人面接を行います。
	保健師	面接	個人面接を行います。
	発達相談員	面接	個人面接を行います。
	幼稚園教諭	面接	個人面接を行います。

※合否決定は、次のとおり行います。

第1次試験については、第1次試験の合計得点により、第2次試験については、第2次試験の合計得点により、第3次試験については、第3次試験の合計得点を基礎とし、第1次試験の得点及び第2次試験の得点を加味し合否を決定します。なお、第2次試験の得点が同点の場合は、第1次試験の結果により判定します。得点が一定の基準点に達しない試験種目が一つでも存在する受験者は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

5. 面接カードの提出について

面接カードの様式は、町公式ホームページに掲載します。各自ダウンロードし、プリントアウトしてください。ダウンロードできない場合は、必ず提出期限までに田原本町職員任用試験委員会事務局まで連絡してください。面接カードは、受験者本人が直筆で記入のうえ、令和6年7月16日(火)午後5時15分までに田原本町職員任用試験委員会事務局へ提出してください。(持参、郵送どちらでも可ですが、令和6年7月16日(火)午後5時15分までに当事務局に面接カードが到着していなければなりません。消印有効ではありませんのでご注意ください。)

なお、面接カードの提出がない場合は、第2次試験を受験できません。

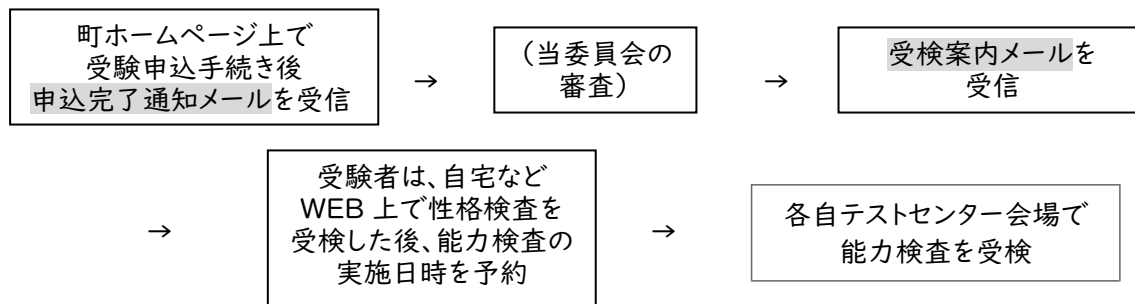
6. 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	7月下旬予定	田原本町役場掲示場(田原本町890番地の1)及び田原本町のホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 ※電話での合否の照会には応じません。
第2次試験合格者発表	8月下旬予定	
第3次試験合格者発表	10月初旬予定	

7. 受験手続

申込みできる試験職種、試験区分は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

○申込みから1次試験 SPI3 (性格検査・能力検査)を受験するまでの流れ



申込方法	インターネット(奈良電子自治体共同運営システム e古都なら)による電子申請 ※スマートフォンからの申込みも可能です。
申込受付期間	令和6年5月31日(金)午前9時~令和6年6月21日(金)午後3時
申込みから第1次試験の受験まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. 田原本町ホームページ(http://www.town.tawaramoto.nara.jp/)の「行政情報」から「職員採用」のページにある「正職員」の画面を開き、「令和6年度田原本町職員採用試験【定例試験】」にある「電子申請はこちら」に接続し、画面の指示にしたがって、申請画面へ進んでください。 2. 利用者登録がまだの方は、「利用者登録」へ進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。 ※ID、パスワードは必ず控えを取っておいてください。 3. 登録したID、パスワードによりログインのうえ受験申込を行ってください。「申込完了」の画面が表示されると申込みは完了です。 4. 申込完了後に「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は、田原本町職員任用試験委員会事務局に必ず電話でお問い合わせください。 ※申込みの内容に不備等がある場合は、メール又は電話にて補正等をお願いすることがあります。補正も含め期日は令和6年6月21日(金)午後3時までです。メールは随時確認してください。 5. 令和6年6月24日(月)正午までに、申込み時に入力したメールアドレス宛てに受検案内メールを送信します。メールのリンク先の案内ページに従い、性格検査は各自自宅などWEB上で受検するとともに、能力検査は都合の良い日時・会場を案内ページから予約してください。 ※令和6年6月24日(月)正午までに受検案内メールが届かない場合は、令和6年6月25日(火)午前8時30分から午後5時までに田原本町職員任用試験委員会事務局に必ずお問い合わせください。 6. 能力検査の予約後、送信されるメールの案内に従い、能力検査用の受験票を印刷し、各自テストセンター会場へ持参のうえ、能力検査を受験してください。

<p>注意事項</p>	<p>1. 受験票を印刷するにはプリンターが必要となります。印刷できない方は申込みはできません。</p> <p>2. 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。</p> <p>3. 受付開始時間から終了時間までは、24 時間いつでも申込みができますが、システムの保守点検等、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムを停止することがありますのであらかじめご了承ください。また、その際には入力する日を受付期間内の他の日に変更してください。</p> <p>なお、このために申込みの遅延等が生じて責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。</p> <p>4. SPI3の能力検査は、大阪会場のほか東京、名古屋、札幌、仙台、広島、福岡の常設会場や特設会場(リアル会場)又は自宅など(オンライン会場)で受験することが出来ます。詳細は、SPIホームページでご確認ください。</p>
<p>e 古都ならシステム操作上の不明な点に関する問い合わせ</p>	<p>コールセンター</p> <p>※対応時間:平日 午前 9 時～午後 5 時</p> <p>▼電話 0120-464-119 (固定電話用 フリーダイヤル) 0570-041-001 (携帯電話用 有料)</p> <p>▼FAX 06-6455-3268</p> <p>▼e-Mail help-shinsei-nara@s-kantan.com</p> <p>※FAX・e-Mail につきましては、24 時間受付しておりますが、回答が翌営業日以降になることがあります。</p>

8. 合格から採用まで

- (1) 受験資格がないことや、受験申込や職歴証明書における記載事項が正しくないことが判明した時、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 田原本町職員任用試験委員会は、最終合格者を職種及び区分ごとの採用候補者名簿に成績順に登載します。ただし、採用候補者名簿に登載された方で、令和7年3月31日までに受験資格を満たさないことが判明した場合は、採用候補者名簿から登録を抹消します。
- (3) これらの試験の他に健康診断を行います。その結果によっては採用に至らないことがあります。
- (4) 採用は、原則として令和7年4月1日以降の予定です。
- (5) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
- (6) 不正行為やいわゆる口利きの行為事実が後日判明した場合、合格時点に遡り、合格を取り消すことがあります。
- (7) 受験申込内容をもとに、担当課から会計年度任用職員の募集案内をさせていただくことがあります。また、ご本人の同意のもと会計年度任用職員として採用する場合があります。

9. 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

10. 試験結果の開示

この試験の受験者は、下記のとおり田原本町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき書面により開示を請求することができます。なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを証明する書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等)を持参のうえ、直接、田原本町職員任用試験委員

会事務局で開示請求してください。

※開示の期間は、それぞれの試験の合格者発表の日から1カ月間です。

試 験	開示請求 できる人	開 示 内 容	開示場所・時間
第1次試験	第1次試験 の不合格者	第1次試験の総合得点、種 目別試験結果及び順位	田原本町職員任用試験委員会事 務局（田原本町役場2階人事課 内） 午前8時30分から午後5時15分ま で（土曜日・日曜日及び祝日は受 付していません。）
第2次試験	第2次試験 の不合格者	第1次試験、第2次試験それ ぞれの総合得点、種目別試 験結果及び順位	
第3次試験	第3次試験 の不合格者	第1次試験、第2次試験、第 3次試験それぞれの総合得 点、種目別試験結果及び順 位	

11. 注意事項

- (1) いずれかの試験において、欠席又は棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。
- (2) 第2次及び第3次試験会場への、自動車での来場は禁止します。
ただし、障がい等により自動車での来場を希望する場合はお問い合わせください。
- (3) 試験時間中は、時計機能を含む携帯電話、スマートウォッチ、電子辞書等の使用はできません。
- (4) 公務員志望者として、モラルある行動で受験してください。
- (5) 災害等で試験が実施できないなど緊急の場合は、下記によりお知らせします。
 - ①田原本町ホームページ (<http://www.town.tawaramoto.nara.jp/>)
 - ②田原本町役場 電話 0744-32-2901
- (6) 第1次試験（テストセンターでの受験）に関することは、テストセンターヘルプデスクにお問い合わせください。
 - テストセンターヘルプデスク●
TEL:0570-081818（受付時間：午前9時～午後6時 / 土日祝含む毎日）

12. 給与・勤務条件等

- (1) 初任給月額（参考）
 - ・下記の金額には地域手当を含みます。
 - ・令和6年4月1日現在の給料表のもので、今後改定されることがあります。
 - ・初任給は、採用前の経歴等に応じて加算される場合があります。経歴の確認の為、内定後に職歴証明書の提出が必要です。

行政職（上級）、保健師、幼稚園教諭

大学卒	202,000 円程度～
-----	--------------

発達相談員

大学卒（大学院卒を含む）	214,000 円程度～
--------------	--------------

※いずれも高等学校卒業後の就学や勤務の年数等に応じて金額が異なる場合があります。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間

原則として土曜日及び日曜日を週休日、また祝日を休日とする完全週休2日制の週38時間45分勤務となっています。

※勤務公所によっては、週休日に変更される場合があります。

(4) 有給休暇等

年次有給休暇、各種の特別休暇があります。また、育児休業の制度もあります。

13. 直近の採用試験実施状況

試験職種・区分	実施年度	受験者数 (人)	合格者数 (人)	倍率
行政職(上級)	令和5年度	83	3	27.7倍
保健師		10	1	10.0倍
発達相談員	平成14年度	若干名	1	-
幼稚園教諭	令和5年度	7	1	7.0倍

14. お願い

～田原本町職員採用試験の受験を希望されるみなさまへ～

田原本町職員採用試験は、受験申込により試験の準備を進めていきます。採用試験の経費には大切な税金が使われます。やむを得ない理由で受験できなくなった場合は、必ず田原本町職員任用試験委員会事務局に事前連絡を行い、無断で受験をキャンセルされませんようお願いいたします。

(次ページへ続く)

田原本町における健康経営の推進について

本町では、人事制度の拡充、業務の効率化や時間外勤務の縮減等、働きやすい職場環境づくりに努めています。令和3年度からは、職員が健康でいきいきと活躍すること、そして最終的には行政サービスの質の向上を図ることを目的に健康経営を推進しており、令和6年3月には奈良県内市町村において初めて「健康経営優良法人 2024 (大規模法人部門)」に認定されました。

今後も引き続き、職員全員が「ここで働いて良かった」と思える健康経営を推進してまいります。



(注)「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで、生産性の向上や組織の活性化等が期待できる経営手法です。「健康経営」はNPO 法人健康経営研究会の登録商標です。